

## Global Tax Update

### 英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. 総選挙に向けた税収に関する IFS ブリーフィングノート

英国の財政問題研究会(Institute for Fiscal Studies: IFS)は、次の総選挙に関する背景情報を説明するブリーフィングノートを公表した。ブリーフィングノートには、英国の現行の公的収入の内どれだけが税収で賄われ、この状況が2010年以降どう変わってきているか、また、英国政府にとっての今後の課題について記載されている。IFSは、所得税、社会保険料および付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)からの税収が引き続き、主要財源としておよそ3分の2を占めるが、2010年以降、税収の内訳は大きく変わっており、今後は所得税の占める割合が低下し、上位1%の納税者への依存度が増すだろうと予想している。詳細については下記を参照のこと。

>> [IFS Briefing Note BN198 \(Institute for Fiscal Studies ウェブサイト\(英語、PDF\)\)](#)

#### 2. 財政法: 英国女王の裁可付与

2017年4月25日、原案から広範な箇所が削除された財政法案(No.2)が下院を通過した。主要な削除箇所は以下のとおりである。

- 法人の繰越欠損金控除制度の改正
- 法人の利子損金算入制限制度
- 一定の株式譲渡益の非課税措置に関する改正
- 非英国本籍(non-domicile)ステータスに係る改正
- 税のデジタル化(Making Tax Digital)、および事業所得や不動産所得に係る控除に関連する改正

最終法案に含まれている内容、または削除箇所の詳細については下記を参照のこと。

>> [Government drop majority of Finance Bill \(Chartered Institute of Taxation ウェブサイト\(英語\)\)](#)

委員会での審議中、Jane Ellison 国庫大臣(Financial Secretary to the Treasury)は、「本法案は合意に基づき審議されているため、多くの規定については、野党からの要請により進めることができない。しかし、政策変更

はなく、これらの規定は公的財政に大きく資するものである。政府は、総選挙後、これらの規定をなるべく早い段階で法制化するつもりである」と述べた。詳細については下記を参照のこと。

>> [Finance \(No.2\) Bill \(Parliament UK ウェブサイト\(英語\)\)](#)

本法案は4月26日に下院を通過し、4月27日には女王の裁可を付与された。両院で可決された財政法については下記を参照のこと。

>> [Finance \(No.2\) Bill \(Parliament UK ウェブサイト\(英語、PDF\)\)](#)

#### 3. 犯罪財政法(Criminal Finances Act): 英国女王の裁可付与

犯罪財政法案には数多くの改正が加えられており、特に、企業またはパートナーシップの関連者が脱税行為を手助けした場合の罰則規定および、脱税ぼう助行為を防げなかった場合の新たな罰則規定が導入されるものである。海外領土(Overseas Territory)において登記されている法人の受益権の公開登記簿への登録義務化に関する妥協案(同法案 Section 9)等も含まれ、これにより、原則、大臣は、2019年6月30日までに、英国と各海外領土との間で実施されている取引について、それら取引の国際基準に照らした有効性評価等を議会に報告しなければならない。犯罪財政法は2017年4月27日に女王の裁可を付与された。詳細については下記を参照のこと。

>> [Criminal Finances Bill \(Parliament UK ウェブサイト\(英語、PDF\)\)](#)

#### 4. 租税条約パスポート制度の改正

2017年3月20日、政府は、租税条約パスポート(Tax Treaty Passport)制度見直しについての意見募集に対する回答を公表した。これにより、源泉税徴収義務を有するすべての英国借主(英国のパートナーシップ、個人および慈善団体を含む)に本制度の適用が認められることになった。また、税務上透明な事業体(transparent

entities) (パートナーシップを含む)についても、所得の受益権者がすべて同一の租税条約の下で同一の条約特典適用を受けられるよう、貸主として同制度の適用が認められることとなった。さらに、租税条約に定める源泉税率を適用している政府系ファンドおよび年金基金も本制度に定める貸主として認められることになった。英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は、本制度の諸条件およびガイダンスを公表しており、同制度は、2017年4月6日以降に実行された貸付に対して適用される。詳細は下記を参照のこと。

>> [Double Taxation Treaty Passport scheme review \(英国政府ウェブサイト\(英語\)\)](#)

## 5. VAT: 持株会社に関するガイダンスの改訂

HMRCは、持株会社のVAT還付に関するガイダンスの改訂版を公表した。改訂されたガイダンスは、予想どおり、この分野に関する多くの重要な論点に対するHMRCの見解を確認する形となった。例えば、持株会社がアドバイザーからサービスの提供を受け、買収を考えている企業(被買収企業)の課税事業に係る経済的活動を行う(または行おうとしている)場合、HMRCは、買収コストに係るVATを事業全体の費用に係る仮払VATとして還付申告することを認めている。被買収企業へのマネジメントサービスの提供が実態を伴い、名目対価以上の額を受け取って提供された場合には、上記の「経済活動」として十分であるとしている。さらに改訂されたガイダンスでは、持株会社より被買収企業にVATグループ内貸付が行われた場合は、持株会社が当該貸付について受領した利子についても、VATグループが行う課税供給に関連するとして、VAT還付が認められる可能性があるとしている。詳細については以下を参照のこと。

>> [VAT Input Tax\(英国政府ウェブサイト\(英語\)\)](#)

## 6. 欧州委員会ワーキングペーパー: 移転価格がVATに及ぼす影響

欧州委員会のVAT委員会は、「移転価格がVATに及ぼす影響」に関するワーキングペーパーを公表した。詳細については下記を参照のこと。

>> [VALUE ADDED TAX COMMITTEE\(欧州委員会ウェブサイト\(英語\)\)](#)

本ワーキングペーパーは、移転価格調整がVAT課税に影響する可能性が高い場合の考察を発表し、取引の独立企業間価格(すなわち、公平な市場価格)を算定しようとする移転価格税制と、対価を主観的価値(すなわち、実際に支払われた額)と考えるVAT課税制度との間の齟齬に注目している。ただし、VAT課税への影響の有無を判断するためには、「対価を伴う課税取引が行われ、当該対価は当該取引と直接的に紐付けできなければならない」というVATの基本原則をまずは適用しなければならない」としており、このために検討すべき点についても説明している。通常、ワーキングペーパー公表後にはVAT委員会ガイドラインが発表され、その後、各国の実務に反映され、さらに、関連するEU法の改正を伴う場合もある。本件は、各国の実務やEU法の改正が英国のEU離脱後に行われる場合でも、多国籍企業、特に

BEPS関連の改正に基づき国際的な移転価格算定方法を見直している多国籍企業にとっては、依然、重要な問題であるといえよう。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatsumi.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsumi.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.